



共済キャラクター

KYOSAI WAKAYAMA

# 共済わかやま

2022  
4月  
vol.58



## Contents

- P2 公立学校共済組合とは
- P3 令和4年度 保健事業
- P7 貸付事業
- P8 短期給付事業
- P10 長期給付事業
- P11 令和4年4月1日から年金制度が  
変わりました
- P12 令和4年4月から介護保険の掛金率が  
変わります
- P13 被扶養者の状況に変更はないですか？
- P14 再任用職員、臨時的任用職員の方
- P15 [広告] アバローム紀の国
- P16 和歌山支部ホームページ  
共済組合の主な年間スケジュール

# 公立学校共済組合とは

地方公務員法第43条で、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」と規定され、これに基づいて地方公務員等共済組合法が制定されています。

共済組合制度は、公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした事業を行っています。社会保障制度、社会保険制度の一環であるといえます。

## 共済組合の財源

組合員の皆さまの給料や期末手当等から控除される掛金（短期・厚生年金・介護）と事業主（地方公共団体等）からの負担金です。

## 掛金とは…

報酬標準月額に基づいて算定し、毎月の給与から控除されます。

掛金の額は、給与支給明細書で確認できます。

新しく組合員になられた方へ

## 組合員証(健康保険証)が交付されます

公立学校共済組合に加入し、和歌山支部に「組合員資格取得届書」を提出すると「組合員証」が交付されます。組合員証は、組合員(加入者)であることを証明するものですが、公的な医療保険制度に加入していることを示す証明書(健康保険証)でもあります。医療機関等で診療を受けるときに必要なものなので、大切に保管してください。また、被扶養者に認定されたご家族がいる組合員には、「被扶養者証」も交付されます。



## 公立学校共済組合の3つの事業

組合員のみなさま

掛金  
(保険料)

地方公共団体等の事業主

負担金

### 短期給付事業 (医療保険)

民間企業の健康保険に相当する事業のほか、休業や災害に関する給付を行っています。

P.8~9

### 長期給付事業 (年金給付等)

厚生年金、年金払い退職給付などを決定、給付する事業を行っています。

P.10~11

### 福祉事業

人間ドック、メンタルヘルス対策などの保健事業、貸付事業、病院・宿泊施設の運営を行っています。

P.3~7

## 和歌山支部の業務内容

- |                            |       |               |
|----------------------------|-------|---------------|
| ① 組合員の資格の得喪その他組合員に関する事項    |       |               |
| ② 被扶養者の認定に関する事項            |       |               |
| ③ 短期給付の決定及び給付に関する事項        | 医療給付班 | ☎073-441-3712 |
| ④ 第三者加害行為に基づく損害賠償の請求に関する事項 |       |               |
| ⑤ 国民年金第三号被保険者の届出代行に関する事項   |       |               |
| ⑥ 長期給付(年金)に関する事項           | 年金班   | ☎073-441-3711 |
| ⑦ 掛金及び負担金の収納に関する事項         |       |               |
| ⑧ 標準報酬の月額及び期末手当等の額に関する事項   | 経理班   | ☎073-441-3710 |
| ⑨ 福祉事業(保健・貸付)の運営に関する事項     |       | ☎073-441-3713 |
| ⑩ 和歌山宿泊所の経営に関する事項          |       |               |



## データヘルスの実施

平成25年度に国が閣議決定した「日本再興戦略」により、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして「データヘルス計画」が始まることとなりました。当支部においてもレセプトと特定健康診査のデータをもとに、より効果的な保健事業を実施する「データヘルス」を平成27年度から開始しています。今回、平成27年度から平成29年度の3年間実施してきた「第1期データヘルス」が終了し、新たに2018年度から2023年度までの6年間に渡り実施する「第2期データヘルス」を開始するに当たり、より効果的な保健事業を実施していきますので、組合員の皆さまの参加・活用をお願いします。

**データヘルスとは** 医療保険者が、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施することです。



## 特定健診等事業

事業名	事業内容	対象者	実施期間	自己負担	受診方法
特定健康診査	内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健診を指定医療機関において実施する。 ◆検査内容 ・質問票(服薬、喫煙歴等) ・身長、体重、BMI・腹囲 ・脂質検査・血糖検査 ・肝機能検査・検尿 (以下は医師が必要と認めた場合) ・心電図・貧血検査・眼底検査	実施年度中に40歳から75歳(誕生日の前日まで)となる組合員	4月～2月	なし	事業者(各教育委員会等)が実施する定期健康診断を受診する。
		実施年度中に40歳から75歳(誕生日の前日まで)となる被扶養者・任意継続組合員とその被扶養者	6月中旬～2月	ドックの額に含む	共済組合が実施する人間ドックもしくは脳ドックを受診する。
特定保健指導	特定健康診査の結果を階層化し、それぞれの状態に応じた指導を指定の機関において実施する。	生活習慣病のリスクが出始めた段階の方(動機付け支援)	4月～3月	なし	共済組合が発行する利用券と組合員証を持参し、指定の機関で指導を受ける。
		生活習慣病のリスクが重なりだした段階の方(積極的支援)			

### 特定健康診査とは

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当共済組合をはじめとした各医療保険者は、年度内に40歳から75歳(誕生日の前日まで)の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方々を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

#### ■ 組合員(ご本人)は

勤務先の学校等で行っている定期健康診断や当共済組合が実施する人間ドック等の受診をもって特定健康診査を受けたものとみなされますので、受診券の発行はしませんが、被扶養者の方々は、各医療機関で受診していただくことになります。

共済組合は個人の生活習慣や、その改善に関する基本的な情報を受診者に提供し、その後の保健指導につなげるため、法律に基づき健康診断の健診記録を事業主から提供を受けることになります。なお、記録については、公立学校共済組合個人情報保護規程等に基づき、適切な管理を行います。

特定健康診査を受診した組合員に対し、日常生活での健康管理に役立つ個別健康情報冊子を順次配付する予定にしております。(共済本部が契約する委託会社への業務委託により作成)

#### ■ 被扶養者の方は

被扶養者の方への受診券は7月上旬にご自宅住所に被扶養者の方あてにお届けする予定にしておりますので、お手元に届いた際には、特定健康診査を受診してください。

- ・受診は無料です。(特定健康診査項目に限る。) ・受診の際は、「特定健康診査受診券」と「被扶養者証」が必要です。
- ・受診券の有効期限は、令和4年1月31日までです。

なお、今年度中にパート先等で定期健康診断等を受けている方は、改めて受ける必要はありません。その場合は、「受診券」、「健診結果の写し」、「質問票」を、当支部までお送りください。

### 特定保健指導とは

組合員、被扶養者の特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクの高い方に対して、保健師等のアドバイスのもと、生活習慣改善のための取り組みを行っていただくものです。まずは保健師等と面接を行い、生活習慣改善プログラムを実施していただき、6ヶ月後に改善状況の評価を行います。

- ・対象となる方には「特定保健指導利用券」を順次送付します。
- ・当支部では、保健師等が対象者にご案内の上、勤務先等に出向いて面談を行う個別訪問型の特定保健指導を実施する予定です。

## 健診事業

### 4年度の主な変更点 健診事業の自己負担額が軽減になりました。

●3日コース 15,000円▶13,000円 ●若年ドック 7,000円▶6,000円 ●脳ドック 11,000円▶10,000円

★詳しい事業案内は、4月初旬に所属所宛て「令和4年度保健事業の実施について」で通知しています。

※再任用(フルタイム)・臨時的任用職員は組合員となります。

事業名	内容	様式及び締切日
人間ドック	3日コース 近畿中央病院で、2泊3日の検査 自己負担金 13,000円(参考価格 73,000円) 募集人員 250名 募集人員を超える場合は抽選とし、外れた場合は1日コースの受診 対象者 当該年度に定年退職予定の組合員	様式 様式第1号 締切 5月10日必着
	1日コース 指定医療機関及び近畿中央病院で、1日の検査 自己負担金 10,000円(参考価格 54,000円) 募集人員 指定年齢対象者 対象者 ●当該年度内に指定年齢(35歳、40歳、43歳、46歳、49歳、52歳、55歳、58歳、61歳、64歳)に達する組合員 ※65歳以上の組合員は別途「令和4年度健診事業(人間ドック)の受診該当者について」通知を参照 ●再任用組合員(前年度に人間ドック3日・1日コースを受診している者を除く。) ●3日コースを希望しない当該年度内定年退職予定者	様式 様式第2号 締切 5月10日必着
若年ドック	指定医療機関において、1日の検査 自己負担金 6,000円(参考価格 48,000円) 募集人員 500名 ※脳ドックとの重複申込不可 対象者 39歳以下の組合員(1日コース対象者を除く。)	様式 様式第3号 締切 5月10日必着
脳ドック	指定医療機関及び近畿中央病院において脳の1日の検査 自己負担金 10,000円(参考価格 51,000円) 募集人員 500名 ※若年ドックとの重複申込不可 対象者 組合員(1日コース対象者を除く。) ただし、人間ドック該当者及び脳ドックを受診してから1年間は対象外	様式 様式第4号 締切 5月10日必着
乳がん検診	指定医療機関において、乳房の検査 自己負担金 3,000円(参考価格 9,000円) 募集人員 900名 対象者 女性組合員 ただし、人間ドック指定年齢該当者及び若年ドック決定者は対象外	様式 様式第5号の(1) 締切 6月7日必着
子宮がん検診	指定医療機関において、婦人科の検査 自己負担金 2,000円(参考価格 7,000円) 募集人員 900名 対象者 女性組合員 ただし、人間ドック指定年齢該当者及び若年ドック決定者は対象外	様式 様式第5号の(2) 締切 6月7日必着
セルフケアドック	公立学校共済組合和歌山支部が計画する健診事業内容を指定医療機関において自費で受診する。 自己負担金 全額自己負担 募集人員 希望者 対象者 人間ドック1日コースにおける指定年齢対象者外及び他の健診種別において抽選で外れた者	様式 様式第6号 ※随時受付
歯科健診	和歌山県歯科医師会に加入する医療機関において、歯科の検査 自己負担金 なし 募集人員 指定年齢対象者 ※全ての健診と重複申込可 対象者 当該年度内に指定年齢(25歳、30歳、35歳、45歳、55歳)に達する組合員	様式 様式第15号 締切 5月31日必着 ※詳しい案内は、後日送付

## 健康づく

組合員とその被扶養者を対象に、健康づくりセミナーをオンライン及び集合型で開催します。セミナー

### 生活習慣病対策健康セミナー

生活習慣病対策や健康意識向上をテーマにしたセミナー

### 実践型健康運動セミナー

健康維持と健康意識の向上をテーマにした実践型運動セミナー

### 健康づくりセミナー

飲酒・禁煙等及び女性に関するセミナー

## 各種補助事業

各種補助事業、  
ご利用ください。

※再任用(フルタイム)・臨時的任用職員は組合員となります。

事業名	内容	申込方法等															
指定宿泊施設利用補助	保養等を目的として指定する施設を利用した場合、利用料金の一部を補助  (組合員が利用する場合) ※公務による出張については、使用できません。	様式第9～10号により、所属所で発行															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>補助内容</th> <th>補助額(1人1泊につき)</th> <th>手続等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホテルアバローム紀の国</td> <td>宿泊</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="2">組合員証を施設に提示。 ※回数制限なし</td> </tr> <tr> <td>湯処むろべ</td> <td>宿泊(素泊まりは除く)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設</td> <td>宿泊</td> <td>2,000円</td> <td>所属所で利用券発行 (年度間2回まで)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等	ホテルアバローム紀の国	宿泊	2,000円	組合員証を施設に提示。 ※回数制限なし	湯処むろべ	宿泊(素泊まりは除く)	2,000円	県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設	宿泊	2,000円	所属所で利用券発行 (年度間2回まで)	
	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等													
	ホテルアバローム紀の国	宿泊	2,000円	組合員証を施設に提示。 ※回数制限なし													
	湯処むろべ	宿泊(素泊まりは除く)	2,000円														
県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設	宿泊	2,000円	所属所で利用券発行 (年度間2回まで)														
(家族が利用する場合) ※3親等内の親族に限る。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>補助内容</th> <th>補助額(1人1泊につき)</th> <th>手続等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホテルアバローム紀の国</td> <td>宿泊(人数制限なし)</td> <td>1,500円</td> <td>所属所で利用券発行 ※回数制限なし</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等	ホテルアバローム紀の国	宿泊(人数制限なし)	1,500円	所属所で利用券発行 ※回数制限なし									
施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等														
ホテルアバローム紀の国	宿泊(人数制限なし)	1,500円	所属所で利用券発行 ※回数制限なし														
アバローム紀の国 食事プラス 宿泊プラン補助	アバローム紀の国が企画するゆったり宿泊プランに参加した場合、1人1回2,000円を補助 <b>対象者</b> 組合員	直接施設に申込															
アバローム紀の国 婚礼利用補助	アバローム紀の国で婚礼(婚礼料理及び衣裳利用)を行った場合、料金の一部を補助 1人150,000円(1組につき、新郎側150,000円、新婦側150,000円、最高300,000円) <b>対象者</b> 組合員又はその子	様式第8号により、アバローム紀の国へ提出															
アバローム紀の国 食事等利用補助	アバローム紀の国の提供する、食事等を利用した場合1人1回1,000円を補助 (食事単価が3,000円(税別)以上、テイクアウト商品単価が2,000円(税別)以上の場合とし、年度間1人5回を限度とする。)	直接施設に申込															
アバローム紀の国 婚礼準備及び法要補助	アバローム紀の国で婚礼準備として顔合せ、結納、前写し等または法要を行った場合に利用金額の20%(上限20,000円)を補助 <b>対象者</b> 組合員(婚礼準備の場合は、組合員又はその子)	直接施設に申込															
アバローム紀の国 おせち料理利用補助	アバローム紀の国の企画するおせち料理を購入した場合、料金の一部を補助 <b>対象者</b> 組合員	直接施設に申込															
ライフプランセミナー	退職前後の生活設計をテーマとしたセミナーを開催 <b>対象者</b> 組合員とその配偶者	後日募集 (所属所あてに通知します。)															
インフルエンザ 予防接種補助	医療機関等で、対象期間内(10月1日～1月31日に接種したもの)に、インフルエンザ予防接種を受けた組合員本人に対しその費用の一部(1,000円)を補助する。 <b>対象者</b> 組合員	<b>様式</b> 様式第14号 <b>締切</b> 2月10日必着															

## り事業

皆様のご参加  
お待ちしております

の詳しい募集案内は後日、所属所宛て通知します。皆様のご参加お待ちしております。

### メンタルヘルスセミナー

メンタルヘルスに関する知識を学ぶ  
セミナー

### メンタルヘルス健康図書配付

メンタルヘルスに関する冊子を、新規  
採用職員に配付

### ストレス相談

相談希望者がメンタルヘルスカウン  
セラーとの個別面接相談

相談は  
無料です

# お気軽に ご相談ください

新型コロナウイルス感染症対策により、生活の変化や行動制限は私たちに大きなストレスをもたらしています。感染症への恐怖や不満、経済的な行き詰まりなどの不安が蓄積され、こころの不調となりますが、自分では気づきにくいため見過ごされ、放置されがちです。悩みごと・心配ごとは一人で抱え込まず、相談してください。

## 教職員電話健康相談24

健康に関する悩みや相談に、保健師等の専門家が対応

24時間 やさしく  
通話料無料 **0120-24-8349**

- 相談料無料
- 一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応
- 利用時間 1回20分程度
- 対象者** 組合員・組合員の被扶養者

## 介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士が対応

介護 納得  
通話料無料 **0120-515-579**

- 電話による無料相談
- 月～金曜日 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1回20分程度
- 対象者** 組合員・組合員の被扶養者

## 電話・面談メンタルヘルス相談

心の健康管理支援を目的に、臨床心理士が対応

悩み に向く  
通話料無料 **0120-783-269**

### 電話相談

- 電話による無料相談(回数制限なし)
- 月～土曜日 10:00～22:00(祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1人1回20分程度

### 面談相談

- 面談によるカウンセリング(年間5回まで無料)
- 月～土曜日 10:00～20:00(祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1回50分程度
- 面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施
- 対象者** 組合員・組合員の被扶養者

## Web相談(こころの相談)

Web上で24時間相談を受け、臨床心理士が3営業日以内に個別に回答

URL <https://www.mh-c.jp/>

- 相談回数制限なし
- ログイン番号 783269
- 臨床心理士が3営業日以内に個別に回答
- 対象者** 組合員・組合員の被扶養者

## 近畿中央病院メンタルヘルス相談

心療内科の医師、臨床心理士が心の悩みについて面談相談を実施

通話料無料 **072-781-3712** (内線244)

- 平日 13:00～17:00
- 対象者** 組合員・組合員の被扶養者

## 女性医師電話相談

女性医師による女性疾患相談を中心とした女性向けサービスの提供

女性医師 納得  
通話料無料 **0120-215-579**

- 相談料無料・予約制
- 月～土曜日 10:00～21:00(祝日・年末年始を除く)
- 利用時間 1回20分程度
- 対象者** 組合員・組合員の被扶養者 ※利用対象者は女性のみ

## 近畿中央病院セカンドオピニオン相談

病院に入院・通院中の方が、診療方針について別の医師の意見を聞きたい場合に相談できます。

通話料無料 **072-781-3712** (代表)

- 平日 8:30～17:15
- 対象者** 患者本人・患者家族が組合員・患者家族が組合員の被扶養者



## 費用・利便性・安心の面で選ばれています

### 費用

- ◆連帯保証人や担保の設定がなく、保証料等の初期費用は無料です。
- ◆お申込みや繰り上げ返済に係る手数料等は無料です。

### 利便性

- ◆ご返済は給与控除による自動返済
- ◆ボーナス併用返済も選択可能
- ◆一部・全部繰上げ返済も可能
- ◆原則、職場で手続きが完了

### 安心

- ◆育児休業・介護休業中の返済を猶予可能。



種類	お借入れ事由	お借入れ限度額	利率年利 <sup>(※)</sup>	返済期間
一般貸付け	組合員が臨時に必要とする資金	200万円	1.32%	120回以内
住宅貸付け	組合員が住宅の新築やリフォームなどをするため、または住宅の敷地を購入するための資金	1,800万円		360回以内
教育貸付け	組合員やその被扶養者などが高等学校以上の教育機関に入学または修学するための資金	550万円	1.06%	250回以内
介護構造貸付け	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築やリフォーム等をするための資金	300万円		360回以内
災害貸付け	組合員またはその被扶養者が非常災害等を受けたため必要とする資金	200万円		0.99%
住宅災害貸付け	組合員の住宅または敷地が非常災害等により被害を受け、新築等をするための資金	1,900万円	360回以内	

[注意]

※1 他にも医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け、特別貸付け、高額医療貸付け、出産貸付け等があります。

※2 貸付利率には、貸付金保険料充当金率(年0.06%)を含んでいます。貸付金保険料充当金とは、民間ローンにおける「保証料」に該当します。当共済組合では、貸付けに際し、担保(連帯保証人や抵当権設定等)を求めない代わりに貸付保険に加入しています。この保険料の一部をご負担いただきます。

※3 貸付利率は金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。

※4 臨時的任用職員、再任用職員等は「特別貸付け」のみ利用できます。(P.14を参照してください。)

## 貸付け申込時の注意

### 1 貸付申込時の添付書類に「直近の給与明細書(写)」が必要です。

貸付額算定の基準である「給料月額」を確認するために、貸付申込書(全種別、貸付金額に関わらず)に添付する書類として「直近の給与明細書(写)」が必要です。

### 2 やってはいけないこと

資金計画をたてない借入れが、自己の返済能力を超える借入れの大きな原因になりますので、絶対にないようにしましょう。



このような償還猶予制度があります。

次の事由に該当する場合は、本人の申出により償還の猶予ができます。

事由	猶予期間
住宅または住宅の敷地が水震災火その他の非常災害により損害を受けたとき (ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付に限る。)	申出の日の属する月の翌月から12か月の範囲内
育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内
引き続き1か月以上の介護休業(時間取得を除く)の承認を受けたとき	介護休業の承認期間内
心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給されないとき(注1)	当該無給休職の期間内 ただし、傷病手当金または傷病手当金附加金(公務または通勤災害における)
配偶者同行休業(注2)の承認を受けたとき	配偶者同行休業の承認期間内 (3年を限度とする。)

注1: 借受人の方が、傷害または疾病により就業傷害状態となった場合に、貸付金の返済金相当金額を補填する「債務返済支援保険」の制度があります。

注2: 海外に赴任する配偶者に同行するための休業

# 短期給付事業

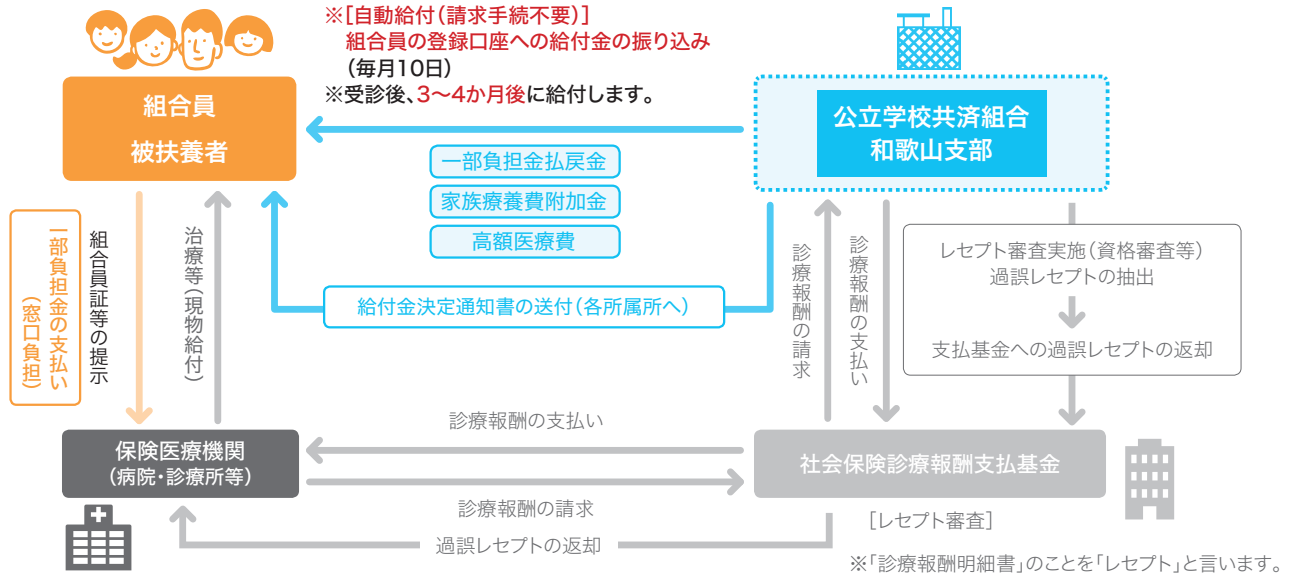
組合員や被扶養者のみなさまが公務によらない病気やけがのため病院で診療を受けたときや、出産、死亡、休業や災害にあったときの給付を行なっています。



請求手続きをしなくても受けられる給付と、請求手続きが必要な給付があります。

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」=㊦と公立学校共済組合独自の「附加給付等」=㊧が、あります。

## 請求手続きをしなくても受けられる給付(自動給付)



自動給付…組合員資格取得時「組合員証等」の受領と同時に、当該給付金の請求行為等を「公立学校共済組合和歌山支部」と「一般財団法人 和歌山県教育互助会」に委任していただいています。(「委任状」の提出による)

## 組合員証(被扶養者証)を提示し、医療機関等で診療を受けたとき

### (自己負担割合3割の場合)

組合員(被扶養者)の診療にかかった医療費のうち、7割は共済組合が直接医療機関等に支払います。

療養の給付(㊦)

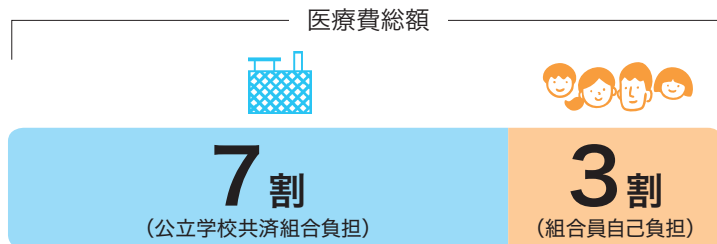
家族療養費(㊦)

医療機関等の窓口で組合員証(被扶養者証)を提示することで、自己負担は3割で済みます。この窓口負担が一定額以上になったときは、高額医療費(㊦)や、

一部負担金払戻金(㊧)

家族療養費附加金(㊧)

を自動で給付します。



※負担割合は、所得、年齢等により一部異なります。

組合員

一部負担金払戻金(㊧)

被扶養者

家族療養費附加金(㊧)

一般的には、組合員又は被扶養者(同一人)が、同一月に同一保険医療機関等において、診療を受けた際の自己負担額の合計が25,000円(標準報酬月額が530,000円以上の者は50,000円)を超えるとき、自己負担額から25,000円を控除して得た額(100円未満の端数切り捨て)を給付します。

組合員・被扶養者

高額医療費(㊦)

○70歳未満の場合

医療費の自己負担が高額療養費算定基準額を超えた場合、超えた分を高額療養費として給付します。

標準報酬月額	高額療養費算定基準額	区分
(83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000)×1%【※多数回該当 140,100円】	㊦
(53万円~79万円)	167,400円+(医療費-558,000)×1%【※多数回該当 93,000円】	㊧
(28万円~50万円)	80,100円+(医療費-267,000)×1%【※多数回該当 44,400円】	㊨
(26万円以下)	57,600円【44,400円】	㊩

※多数回該当とは、療養のあった月以前の12か月以内に高額療養費を給付している月が3か月以上ある場合。



～医療費が高額になりそうなときは**限度額適用認定証**の交付を受けましょう!～

**限度額適用認定証とは?**

70歳未満の組合員及び被扶養者が、入院等により、ひと月、同一医療機関あたりの医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に所属所を通じて共済組合へ「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」を提出し、「限度額適用認定証」の交付を受けてください。**(特に県外の医療機関等を受診(入院等)される場合は、必ず申請を行ってください。)**



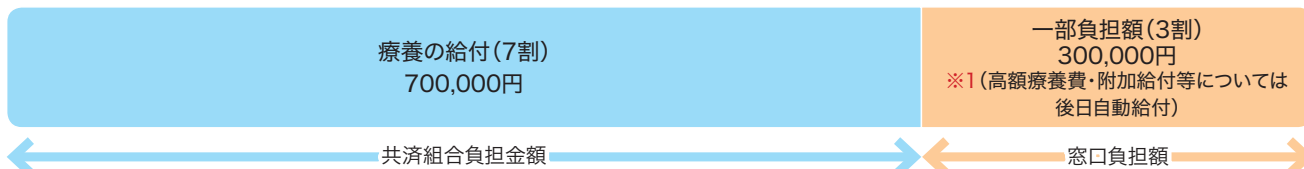
最終自己負担額に変わりはありませんが申請すると窓口で支払う負担が軽減します。

この証を組合員証等と併せて医療機関等に提示することにより、窓口での支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなり、支払いの負担が軽減されます。

【例】総医療費100万円の場合▶標準報酬月額440,00円 区分㉠ (28万円～50万円) ※左下の高額医療費表参照

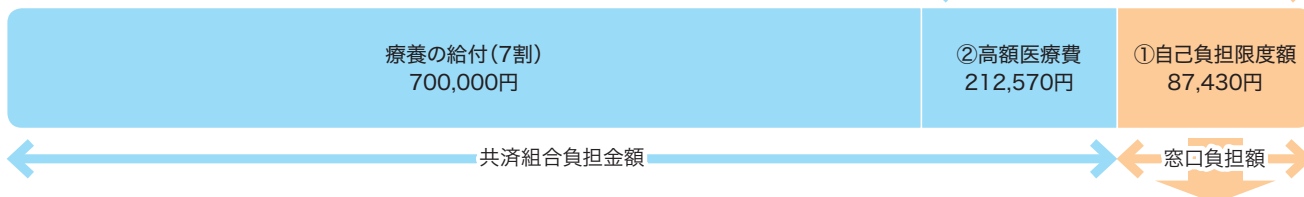
- ①自己負担限度額(窓口負担額)  $80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = 87,430$ 円
- ②高額療養費  $300,000 - 87,430 = 212,570$ 円
- ③一部負担金払戻金又は家族療養費附加金  $87,430 - 25,000 = 62,430$ 円(100円未満端数切り捨て)▶62,400円
- ④最終自己負担額  $87,430 - 62,400 = 25,030$ 円

★限度額適用認定証を使用しない場合



※1 限度額適用認定証を使用しなかった場合でも、自己負担限度額を超えた額については、3か月後以降に共済組合から「高額療養費」として「一部負担金払戻金」(被扶養者の場合は「家族療養費附加金」)と一緒に自動給付しますので、最終的な負担金額は変わりません。

★限度額適用認定証を使用した場合



※2 高額療養費を差し引いた自己負担額が、25,000円(標準報酬月額が530,000円以上の上位所得者は50,000円)を超えた場合、「一部負担金払戻金」(被扶養者の場合は「家族療養費附加金」)を、3か月後以降に共済組合から自動給付します。

※2③附加給付 62,400円 ④最終自己負担額 25,030円

「限度額適用認定証」について、有効期限が切れたものや、有効期限が切れていなくても必要がなくなった場合は、速やかに共済組合にお返しください。

**請求手続が必要な主な給付(請求後に給付されます)**

給付金を請求するときは、所定の請求書に必要な書類を添えて所属所(学校等)を經由し、和歌山支部へ提出してください。

給付事由が生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れなくなります。

制度の詳細、支給要件、請求手続などについては、和歌山支部のホームページや広報誌をご覧ください。

**🏠 病気になったとき**

療養費(法) (家族療養費)(法)	やむを得ない理由で組合員証(被扶養者証)を使わず医療費の全額を支払ったとき
移送費(法) (家族移送費)(法)	症状が重く緊急やむを得ず医師の指示で移送されたとき

**😊 出産したとき**

出産費(家族出産費)(法) 同附加金(附)

**🌸 死亡したとき**

埋葬料(家族埋葬料)(法) 同附加金(附)

**💰 休業し、給与が減額されたとき**

傷病手当金(法) 同附加金(附)	公務によらない病気やけがで休職したとき
出産手当金(法)	出産に伴い休業したとき
休業手当金(法)	家族の病気やけがなどの理由により欠勤したとき
育児休業手当金(法)	育児休業したとき
介護休業手当金(法)	介護休業したとき

**🏠 災害にあったとき**

災害見舞金(法)	非常災害で住居や家財に損害を受けたとき
弔慰金(法) (家族弔慰金)(法)	非常災害で死亡したとき

# 長期給付事業

組合員の老齢(退職)、障害、死亡に対し、年金や一時金の支給を行います。

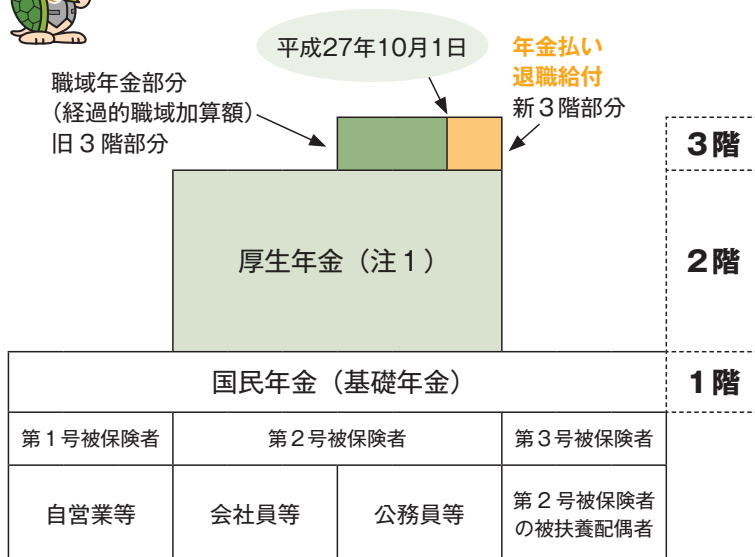
詳しい説明は、公立学校共済組合和歌山支部ホームページ内、「和歌山支部について」の退職サポートブックのP17～P55を参照してください。



## 公的年金制度



公的年金制度は、「国民年金(1階)」と「厚生年金保険(2階)」により構成されています。また、国民年金や厚生年金保険、また、公務員独自の給付となる「年金払い退職給付(3階)」の年金があります。



被用者年金一元化後、厚生年金の被保険者(加入者)は下記の4通りに区分され、それぞれの実施機関が各被保険者期間について厚生年金を決定および支給します。

公立学校共済組合員は(3)となります。

- (1)一般厚年被保険者  
民間会社員
- (2)国共済厚年被保険者  
国家公務員
- (3)地共済厚年被保険者  
地方公務員**
- (4)私学共済厚年被保険者  
私立学校教職員

## 厚生年金保険給付(2階部分)

**老齢厚生年金** … 退職後の所得を保障するために支給される年金です。

**障害厚生年金** … 組合員である間の傷病により、一定程度以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。

**障害手当金** …… 組合員である間の傷病により、障害厚生年金の対象となる障害の程度より軽い障害状態となったときに支給される一時金です。

**遺族厚生年金** … 組合員が死亡したときに、遺族の生活を保障するために支給される年金です。

※年金加入記録は、ねんきん定期便や地共済年金情報Webサイトでご覧いただけます。

## 年金払い退職給付(3階部分)

年金払い退職給付(正式名称:退職等年金給付)は、公務員の退職給付の一部として支給される年金です。

**退職年金** …… 退職時までに積み立てた給付算定基礎額に基づき支給される年金です。給付の半分は有期退職年金、半分は終身退職年金として支給されます。

**公務障害年金** … 公務による傷病により一定程度以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。

**公務遺族年金** … 公務による傷病により死亡した場合で、遺族がいるときに支給される年金です。

### — 旧3階部分と新3階部分の経過概要 —

平成27年9月以前に受給権が発生した共済年金には、公務員制度の一環として「職域年金部分の額」が加算されていましたが、厚生年金には同様の加算がないため、経過職域加算額と年金払い退職給付が共済組合から支給されます。

受給権が発生する年金のイメージ図



# 令和4年 4月1日から年金制度が変わりました。



## 1 在職中の特別支給の老齢厚生年金の支給見直しが行われました。

### 在職老齢年金制度とは

年金受給者が、共済組合員として在職しているときや、民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき、「賃金」と「年金」の額により、年金の一部または全額が支給停止される制度です。

#### 支給停止額の計算方法

〈計算式〉令和4年4月1日～

(賃金の月額+年金の月額) > 基準額：47万円 (※令和4年度額)

$$\text{年金の支給停止額(月額)} = \{(\text{賃金の月額}) + (\text{年金の月額}) - 47\text{万円}\} \times 1/2$$

※賃金の月額：標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額の12分の1の額

※年金の月額：日本年金機構や私学共済等が支給する年金も含めた、全ての公的年金額を合算した金額。

#### 〈改正前〉

令和4年3月31日まで

65歳未満

基準額：28万円

65歳以上

基準額：47万円

#### 〈改正後〉

令和4年4月1日から

65歳未満

基準額：47万円

65歳以上

基準額：47万円

※共済組合から支給の年金のうち、経過的職域加算額(旧3階)は、共済組合員として在職中、全額支給停止となります。

## 2 受給開始時期の選択肢の拡大が行われました。

60歳から70歳の間となっていた年金の受給開始時期の選択肢が、60歳から75歳の間拡大されました。

### (1) 繰下げ支給の受給開始時期拡大

昭和27年4月2日以降生まれの者に適用

公的年金の受給開始時期は、66歳から70歳の間を選択することができましたが、66歳から75歳の間で選択可能になりました。

### (2) 繰上げ支給の減額率変更

昭和37年4月2日以降生まれの者に適用

減額率は1月当たり0.5%でしたが、0.4%に変更されました。

事項	繰上げ支給の場合	繰下げ支給の場合
対象者	令和4年4月1日以降60歳に到達する者 (昭和37年4月2日以後生まれ)	令和4年4月1日以降70歳に到達する者 (昭和27年4月2日以後生まれ)
対象期間	60歳～64歳	66歳～75歳
減額率 増額率	減額率1月当たり 0.5% ▶ 0.4%	増額率1月当たり 0.7%

#### ▶ 繰上げ支給制度

60歳から支給開始年齢に到達するまでの間に年金の請求を行い、老齢厚生年金を繰り上げて受給することができます。

ただし、年金額は繰り上げた月数に応じて減額され、減額は生涯続きます。また、老齢基礎年金・他の実施機関の老齢厚生年金の受給権を有する場合、同時に繰上げ請求をしないではいけません。(すべて減額支給です。)

なお、在職中は繰上げ支給の老齢厚生年金についても支給停止されます。

#### ▶ 繰下げ支給制度

65歳到達時点で本来支給の老齢厚生年金の請求をせず、66歳以降に老齢厚生年金の繰下げを申し出ることにより、申し出た月の翌月分から繰り下げた月数に応じて増額した年金を受給することができます。ただし、繰下げ請求をするまでの間に年金の支給・加給年金額の支給はありません。

なお、在職中での年金の支給停止(在職停止)される部分については、増額の対象外となります。

「新3階部分の年金払い退職給付の退職年金」の繰下げ年齢上限についても同様に引上げとなります。

## 令和4年4月から介護保険の掛金率が変わります

### 令和4年4月から介護保険の掛金率は引下げられます

(40歳以上65歳未満の組合員が対象です。)

現行(令和4年3月まで)

8.9 / 1000

改定後(令和4年4月から)

8.82 (-0.08) / 1000

〈例〉掛金率の改定による掛金額

標準報酬月額 41万円

標準期末手当等 80万円

		令和4年3月まで	令和4年4月から	負担額の差
介護保険	標準報酬月額からの介護掛金額(月額)	3,649円	3,616円	-33円
	標準期末手当等からの介護掛金額	7,120円	7,056円	-64円

### 短期の掛金率は10月以降引上げの予定です

令和4年4月からの事業ごとの掛金(保険料)率は以下になります。

※40歳以上65歳未満の方は、介護保険に係る掛金(掛金率8.9)を併せて負担していただきます。

(一般組合員 単位:千分率)

短期給付事業	42.1(～令和3年9月)/46.6(令和3年10月～)	長期給付事業	厚生年金保険	91.5
福祉事業	1.41		年金払い退職給付	7.5

## 短期給付に係る個人番号に関すること

### ●組合員及び被扶養者に係る個人番号の収集について

平成28年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まり、公立学校共済組合においても法令に基づき、短期給付の事務を行う際に、組合員及び被扶養者の皆さまの個人番号を収集・利用しています。



#### ○利用目的

「番号法」別表第一の39の規程に基づき、「地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務」に利用します。

#### ○個人番号の収集方法

新たに組合員及び被扶養者になられた方の個人番号は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を用いて収集します。

なお、住所の不一致等で、J-LISから個人番号を収集できない場合は、所属所を通じて組合員から収集します。

参考:「番号法」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」です。

## 「令和3年度末に扶養手当の受給を終了した者」を扶養している皆様へ

- (1) 被扶養者が、平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの方は、前年度末で扶養手当の受給が終了となります。
- (2) 組合員が退職し再任用された場合は、扶養している者に対し扶養手当が支給されなくなります。

区分	理由
継続認定申出 (認定区分の変更)	・大学(院)、各種・専修学校等の学生等で就労できない又は就労しているが収入(アルバイト等)を認定所得限度額内しか得ることができないため
普通認定	・負傷その他の理由により就労できない又は就労しているが収入(アルバイト等)を認定所得限度額内しか得ることができないため
↓ 特別認定	・配偶者が就労していない又は収入(アルバイト等)が認定所得限度額内しか得ることができないため ・義務教育未修了者のため

#### 手続時期

令和4年6月以降、前年の「所得証明書」が住所地の市区町村で交付されるようになってから、速やかに「被扶養者継続認定申出」を行ってください。(令和4年7月6日(水)必着)

# 被扶養者の状況に 変更はないですか？



被扶養者に関する次のような手続きが発生しますので、今一度被扶養者の収入状況を確認していただき、要件を欠くに至ったときは、速やかに所属所を通じて共済組合へ被扶養者の取消申告（被扶養者証の返納）を行ってください。

**！ 認定取消後、被扶養者証で受診したときこんな問題が…**  
被扶養者に認定取消を遡って行った場合、認定取消日以降、被扶養者証の回収日（「被扶養者取消申告書」の所属所受付日）前の受診に係る医療費等について、組合員に返還していただくことになります。

	取消事由	取消日	添付書類
①	就職した場合 (パート等で勤務し、扶養手当の受給者であるが、「健康保険証」を交付されたときも含む)	他の健康保険に加入した日	●健康保険証(写)
②	パート・アルバイト等の賃金等が3か月連続して108,334円以上支給された場合	賃金等が翌月払… 3か月目の賃金等支払日の翌日 賃金等が当月払… 4か月目の初日	●所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写) ・雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書 ・上記を提出できない場合は、給与明細書(写) ・雇用契約書(写)等
③	パート・アルバイト等の賃金等が累積130万円以上となった場合	130万円以上の賃金等の支払日の翌日	
④	パート・アルバイト等の雇用契約書等で、年額130万円(月額108,334円)以上の給料が支給されることが明らかな場合	雇用日	注)給与明細書等の紛失等に替わる書類として、通帳の(写)は不可
⑤	60歳以上の公的年金受給者の収入が、年額180万円以上となった場合	年金等の改定額通知書を受領した日	●公的年金等の年金額決定(改定)通知書(写)
⑥	個人年金受給見込額130万円以上	年金の受給日	●個人年金支払金額通知書(写) (支払開始日と年額が記載されたもの)
⑦	事業所得、農業所得等により130万円以上の収入となった場合	確定申告を行った日(写に税務署の受付年月日が押印されている)又は、郵送の場合は申告日	●確定申告書及び収支内訳書等(写) (控除対象となる「必要経費」は扶養手当の認定に準じる)
⑧	雇用保険を受給した場合 (月額3,612円以上)	その支給開始日	●雇用保険受給資格者証(写)
⑨	主たる扶養者を変更した場合	扶養事実の消滅した日 (配偶者が主たる扶養者となった日)	●両者が公立学校共済組合和歌山支部組合員の場合…不要 ●配偶者が公立学校共済組合和歌山支部組合員でない場合…扶養替の事由が確認できる書類(写) ・配偶者の健康保険認定後の「被扶養者証」(写)等
⑩	離婚した場合	協議離婚…離婚の届出日の翌日 調停離婚…調停成立日の翌日	●戸籍抄本(写)
⑪	同居を要件とする者が別居した場合	組合員と別居した日	●住民票謄本(写) (組合員と別居した日が記載されたもの)
⑫	死亡した場合	死亡した日の翌日	●死亡日を確認できる書類(写) ●戸籍抄本(写)又は、埋葬許可証(写) 「家族埋葬料請求書」と同時に提出する場合は添付不要

注1) ②③④で、公的年金受給者の場合、公的年金の額を含む年額は180万円、月額は15万円に読み替える。

注2) 新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加した者について、収入が認定基準額以上であっても、原則として、被扶養者として取り扱う(既に認定されている者を取り消さない)ものとする。ただし、昇給又は恒久的な勤務時間の増加である場合は、当該一時的収入とは認めない。  
なお、当該者について、雇用主の一時的な収入の増加である旨の証明を必要とする。

# 令和4年4月から 再任用職員 臨時的任用職員の方

令和4年3月31日 退職者

## 再任用職員(フルタイム)

## 臨時的任用職員

### 組合員証(医療費)

組合員証は、引き続き使用できます。



被扶養者証は、認定要件等変更がない場合は引き続き使用できます。

任用が引き続かない場合は、組合員証は返納してください。(ただし、下記の **注意!** を確認のうえ手続を行ってください。)

新たに任用された場合は、組合員資格取得の手続を行ってください。

#### 正規職員から臨時的任用職員になった場合

年度末退職日において、退職日から数日の間空けて再度任用されて「空白期間」が生じても、事実上継続していると任命権者が認めた場合は、組合員資格は喪失しないものとして取り扱います。(令和4年4月1日から取扱い) 上記の取扱いに該当しない場合は、退職の手続を行ってください。

### 福祉事業

保健事業は、令和4年度保健事業を参照してください。(引き続き利用できます。)

貸付事業は、「特別貸付け」が利用できます。  
給料月額×3/10×残任期月数(最高限度額200万円)

利率 1.32%

償還回数等は、貸付担当にお問い合わせください。

保健事業は、令和4年度保健事業を参照してください。(任用時から利用できます。)

貸付事業は、「特別貸付け」が利用できます。  
給料月額×3/10×残任期月数(最高限度額200万円)

利率 1.32%

償還回数等は、貸付担当にお問い合わせください。

### 年金

在職中に年金受給権が発生した場合は、和歌山支部から受給権発生月に所属所あて年金の請求書の用紙を送付します。

※雇用保険被保険者証は年金請求時に必要な場合があるので、大切に保管しておいてください。



在職中に年金受給権が発生した場合は、和歌山支部から受給権発生月に所属所あて年金の請求書の用紙を送付します。

**注意!**

### 臨時的任用職員から臨時的任用職員となるとき

任用満了の日までに次の任用予定が明らかである場合、任用が数日の間空けて再度任用され「空白期間」が生じても事実上継続していると任命権者が認めた場合は、組合員資格は喪失しないものとして取り扱います。この取り扱いに該当しない場合は、退職の手続を行ってください。

公立学校共済組合員様限定の

「婚礼利用補助」と  
「割引」と「特典」で  
ウェディングを  
もっとお得に!

## 公立学校共済組合員の皆様へ

### 結婚が決まったらまずはアバローム紀の国へ

公立学校共済組合員の方(ご家族も含まれます)限定でスペシャルな特典を用意し、皆様をお待ちしています! 結婚が決まったらお気軽にホテルにご相談ください。経験豊富なウエディングプランナーがお二人の「幸せ」のお手伝いをさせていただきます。父や母の代から愛され続けたこのホテルには、時代を超えスタイルが変わっても変わらず受け継がれてきた想いがあります。温もりと感動に満ちた特別な一日をお過ごしください。

#### 少人数限定プラン

大切な家族でゆったりとした心温まるひとときを

10名様  
から

978,230 円(税込) → 95,000 円(税込)

婚礼利用補助  
クーポン利用で

3大プレゼントで最大88万円もお得!

※アバローム紀の国婚礼利用補助(新郎側15万円 新婦側15万円 最大30万円)とクーポン10万円を含みます

特典

1

ブライズルーム & 当日宿泊プレゼント



当日のお支度から宿泊までお二人だけの時間をゆったりお過ごしください。

2

スナップアルバムプレゼント



ほとんどの新郎新婦がオーダーする「スナップアルバム」をプレゼント! 大切なシーンをかたちに。

3

ウエディングドレスプレゼント



関西最大級の品数を誇る「Hiro Wedding Costume」からウエディングドレスレンタル1点プレゼント!

#### 共済組合員限定プラン

ゲストへのおもてなし重視の内容充実プラン

40名様  
から

2,191,530 円(税込) → 1,205,000 円(税込)

婚礼利用補助  
クーポン利用で

3大プレゼントで最大98万円もお得!

※アバローム紀の国婚礼利用補助(新郎側15万円 新婦側15万円 最大30万円)とクーポン20万円を含みます

特典

1

好きな挙式プレゼント



キリスト挙式・人前式・チャペル内人前式のうち、好きな挙式をプレゼント!

2

カラードレスプレゼント



関西最大級の品数を誇る「Hiro Wedding Costume」からカラードレスレンタル1点プレゼント!

3

スナップアルバムプレゼント



ほとんどの新郎新婦がオーダーする「スナップアルバム」をプレゼント! 大切なシーンをかたちに。

COUPON



来館時に  
本チラシ・QRクーポンの  
どちらかを  
ご提示ください。

QRクーポンはこちら

# 200,000円OFF

※40名様以上で挙式・披露宴を実施される方。(共済組合員限定プランも使用可能)

※40名様未満で挙式・披露宴を実施される方は100,000円OFFとなります。※他の割引と併用不可となります。

※すでに当ホテルでご成約のお客様は割引の対象外となりますのでご了承ください。

HOTEL AVALORM KINO-KUMI

ご予約・お問い合わせ / ☎ 073-436-8686

〒640-8262 和歌山市湊通丁北2丁目1-2

e-mail wedding@avalorm.com http://www.avalorm.com



# 和歌山支部ホームページをご活用ください

組合員の皆様が病気やケガ等で給付を受けたいとき、年金を請求するとき、共済の宿泊施設を利用するときや、健康セミナーを受けたいとき等々、そうしたときには種々の手続を行う必要があります。でも、毎日のように行うものではありませんし、初めて行う手続もあることから、いつ、どんな書類を準備・提出すればよいのかわからないことがあります。そうしたときには、支部ホームページをご覧ください。

どんな手続をとればいいのかわからない場合、まず、「こんなときガイド」・「手続きナビ」を見てください。あなたに必要な手続がわかります。

公立学校共済組合のWEBサイト ▶  
<https://www.kouritu.or.jp/wakayama/>



## 組合員専用ページ

とるべき手続を知っているけれど、「様式・記入例」がお手元がない場合、入手できます。

### ログイン方法

ユーザー名：組合員証番号    パスワード：西暦8桁での生年月日

## 健康管理事業

健康相談事業・健診事業・健康セミナー等宿泊施設を利用するとき  
 バカンスクーポン、介護講座、ライフプランセミナー  
 県外公立学校共済組合宿泊施設補助等  
 リフレッシュするとき

## 全国の公立学校共済組合の宿泊施設(公立共済やすらぎの宿)

組合員およびご家族の方(配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹)は、**組合員料金**でご利用いただけます。

### 「やすらぎの宿」ホームページ

<https://www.kourituyasuragi.jp/>



和歌山支部の概要、よくある質問、共済わかやま、退職サポートブック等

## 事務担当者専用ページ

### ログイン方法

令和3年3月8日付け公共第726号で通知しています。

# 令和4年度 共済組合の主な年間スケジュール

2022年 4月		◆共済わかやま発行
7月	●福利厚生事務担当者説明会（7月～8月予定）	◆共済わかやま発行
10月	●地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大（10月1日施行）	
2023年 1月		◆共済わかやま発行
2月	●年度末退職予定者に対する年金制度等説明会（予定） ●医療費のお知らせ	

※個別相談会については、実施予定していますが日程を検討しています。

表紙  
 和歌山県立 和歌山高等学校  
 〒649-6264  
 和歌山県和歌山市新庄188

昭和53年に開校した県立和歌山高校は、平成6年に全国で初めて総合学科が設置された7校のうちの1校です。学校周辺は田園が広がり、春には裏山に桜、校庭にはチューリップの花が咲き誇る自然豊かな学校です。本校では、育友会の活動「土いじりの会」を中心に、校内の緑化・美化に励んでいます。また、毎年春に花を咲かせたチューリップの球根を、花の季節が過ぎた後、生徒、保護者、地域の皆様とともに掘り上げて、再び秋に植え、翌春の開花を待つ「花のリレー」にも取り組んでいます。

共済わかやま vol.58 編集・発行 公立学校共済組合 和歌山支部

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県教育庁教育総務局総務課福利厚生室内 TEL.073-441-3710  
 URL <https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html>



[共済わかやま]

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。  
 この印刷物は地球環境に優しい再生紙、植物油インキを使用しています。